

第5章 東京都屋外広告物条例及び屋外広告物設置の流れ

1. 東京都屋外広告物条例の概要

調布市内で屋外広告物を掲出するには、屋外広告物法や東京都屋外広告物条例及び施行規則による基準が定められています。東京都屋外広告物条例では、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、または公衆に対する危害を防止することを目的とし、地域や物件、広告物の大きさ、種類によって設置の基準が定められています。

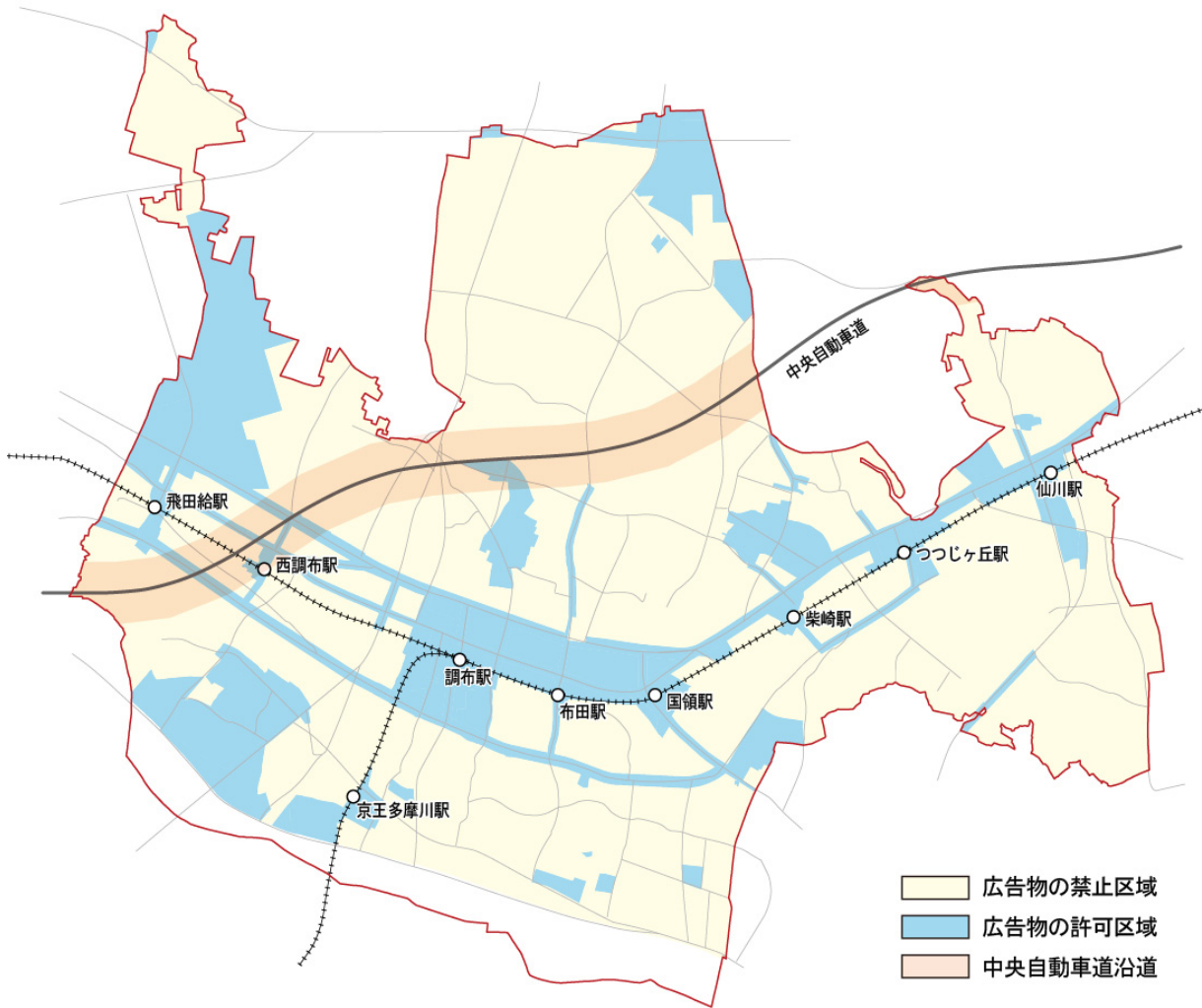
なお、本章で屋外広告物の許可の基準概要等について記載していますが、詳細については、東京都屋外広告物条例及び施行規則、屋外広告物のしおり（東京都）を参照して下さい。

禁止区域・許可区域等

東京都屋外広告物条例では、広告物を掲出できる地域・できない地域や、広告物を出すことのできない禁止物件などを定めています。

分類	内容
禁止区域	屋外広告物を掲出することのできない地域
許可区域	都知事の許可を得て、屋外広告物を掲出することのできる地域
禁止物件	地域にかかわらず、屋外広告物を掲出することのできない物件
適用除外広告物	上記に該当していても、一定条件を満たすことで掲出することのできる広告物

許可区域・禁止区域



地域	位置	内容
禁止区域	第一種低層住居専用地域 第一種・第二種中高層住居専用地域 特別緑地保全地区 等	・自家用広告物以外は掲出不可 ・5㎡以上の自家用広告物は申請が必要 ・総量で20㎡までしか許可できない
許可区域	禁止区域以外の地域	・自家用広告物以外も掲出可能 ・10㎡以上の広告物は申請が必要
中央自動車道沿道	中央自動車道の起点から飛田給2丁目まで200m以内, 飛田給3丁目から終点まで300m以内	・自家用広告物以外は掲出不可

禁止されている広告物

広告物を表示できない物件	設置してはいけない広告物
<ul style="list-style-type: none"> ・橋，高架道路，高架鉄道及び軌道 ・道路標識，信号機，ガードレール，街路樹 ・郵便ポスト，公衆電話ボックス，送電塔，照明灯，形像，記念碑 等 ・石垣，崖，土手，堤防，擁壁 ・その他都知事が定める物件（パーキングメーター等）など 	<ul style="list-style-type: none"> ○形状，規模，色彩，意匠その他表示の方法が景観または風致を害するおそれのあるもの ○腐朽し，腐食し，または破損しやすい材料を使用した危険なもの ○構造または設置の方法が危険なもの ○風圧，地震，振動，衝撃等により容易に破損し，落下し，倒壊する等のおそれのあるもの ○信号機または道路標識等に類似し，またはこれらの効用を妨げるなど，道路交通の安全を阻害する恐れのあるもの

適用除外広告物

許可を受けて出せる広告物	許可のいない広告物
<ul style="list-style-type: none"> ○自家用広告物で条件にあうもの ○道標・案内図板等の広告物で，公共的目的をもって表示するもの ○電柱等を利用し公衆の利便等の用に供するもの ○知事が指定した専ら歩行者の一般交通に供する道路に表示するもの ○規則で定める公益上必要な施設又は物件に表示するもの 	<ul style="list-style-type: none"> ○自家用広告物で条件にあうもの ○他の法令の規定により表示するもの等 ○国又は公共団体が公共的目的をもって表示するもの ○公益を目的とした集会や催し物等のために表示するはり紙，はり札等，広告旗，立看板等，広告幕及びアドバルーン ○自己の管理する土地等に管理上必要な事項を表示するもの ○冠婚葬祭や祭礼のためのもの

自家用広告物の適用除外

地域・地区等	禁止されている事項	中央自動車道等の禁止事項	許可が要らない合計面積	禁止区域内で許可できる合計面積
第一種・第二種 低層住居専用地域 第一種・第二種 中高層住居専用地域 特別緑地保全地区	○屋上への取り付け ○壁面からの突出 ○ネオン管の使用	○光源の点滅 ○赤色光の使用 (表示面積の 1/20 以下は使用可)	合計 5 m ² 以下	合計 20 m ² 以下 (学校・病院は 50 m ² 以下) (事業・営業内容を含めることはできない)
第一種・第二種 住居地域, 準住居地域, 近隣商業・商業地域, 準工業地域		○光源の点滅 ○赤色光の使用 ○露出したネオン管の使用 (表示面積の 1/20 以下は使用可)	合計 10 m ² 以下	

許可の基準の概要

許可が必要なものはもちろんのこと、適用除外等により許可を受けずに出すことのできる広告物についても守らなければならない広告物の基準です。

①通則的基準の主なもの（東京都屋外広告物条例第19条ほか）

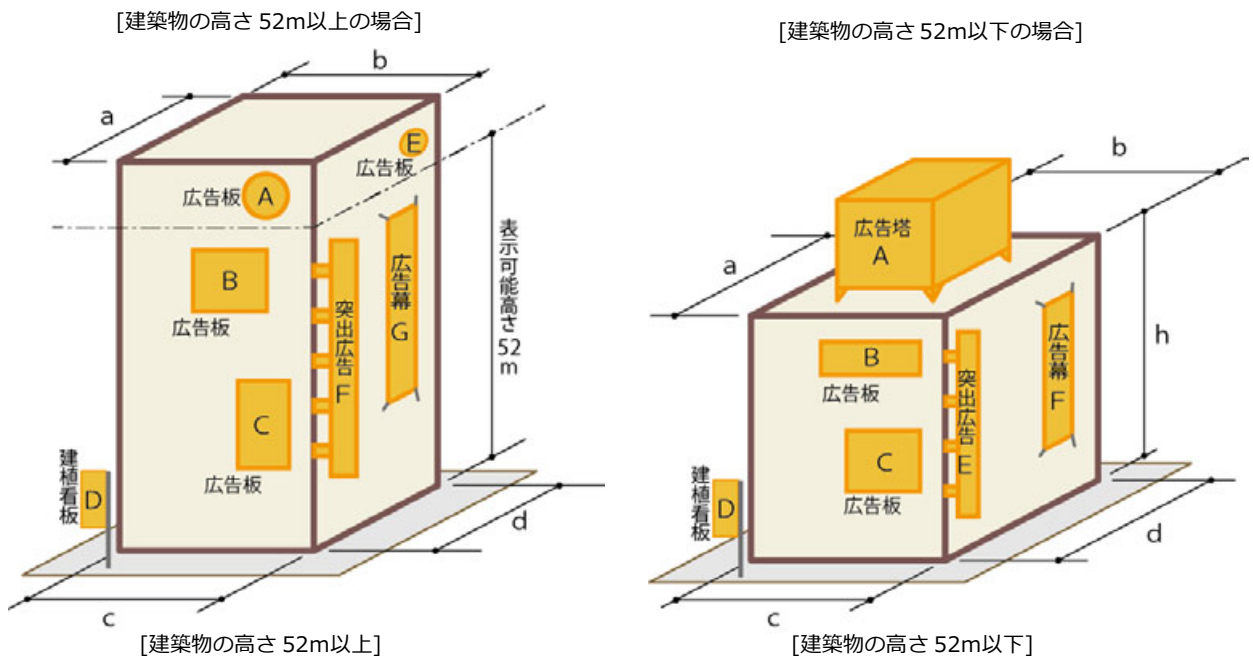
全体	<p>○形状、規模、色彩、意匠その他の表示の方法が景観風致を害するおそれのある広告物等を表示又は設置することはできません。</p> <p>○公衆に危害をおよぼすおそれのある広告物等を表示又は設置することはできません。</p> <p>○原則として、蛍光塗料及び蛍光フィルムは使用できません。</p>
-----------	--

②個別的基準の主なもの（東京都屋外広告物条例施行規則・別表第3第4の規格）

広告塔・広告板	土地に直接設置するもの	<p>ア 広告物等の上端は、地上 10m以下としてください。ただし、商業地域内に設置する自家用広告物のうち、自己の氏名、名称、店名又は商標等を表示する場合については、13m以下とすることができます。</p> <p>イ 道路の上空に突出するものは、道路境界線からの出幅を 1m以下としてください。また、広告物等の下端は、歩車道の区別のある歩道上にあっては地上 3.5m以上（道路境界線からの出幅が 0.5m以下の場合は、2.5m以上）とし、歩車道の区別のない道路上にあっては地上 4.5m以上としてください。</p>
	建築物の屋上を利用するもの	<p>ア 木造建築物の屋上に設置するものの高さは、地盤面から 10m以下としてください。</p> <p>イ 鉄筋コンクリート造、鉄骨造等の建築物の屋上に設置する広告物等（地盤面から広告物等の上端までの高さが 10m以下のものは除きます。）は、地盤面から設置する箇所までの高さの 3分の2以下で、かつ、地盤面から広告物等の上端までの高さは、第1種・第2種・準住居地域内にあっては 33m以下、その他の用途地域においては 52m以下としてください。なお、PH（階段室・昇降機塔等）に設置するものは、窓口に御相談ください。</p> <p>ウ 建築物の壁面の直上垂直面から突出して設置しないでください。</p>
建築物の壁面を利用するもの		<p>ア 地盤面から広告物等の上端までの高さが、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域内にあっては 33m以下、その他の用途地域においては 52m以下としてください。</p> <p>イ 壁面の外郭線から突出して表示することはできません。</p> <p>ウ 窓又は開口部を塞いで表示しないでください。ただし、広告幕の場合は、非常用出入口、避難器具が設置された開口部以外は除かれます。</p> <p>エ 建築物の一壁面に内容を同じくする広告物等を表示する場合には、各広告物等の間隔を 5m以上離してください。</p> <p>オ 広告物等（広告幕を除きます。）一面の面積は、商業地域内においては 100㎡以下、商業地域以外においては 50㎡以下としてください。また、広告物等（広告物等の表示期間が 7日以内のものを除きます。）を表示・設置する壁面における各広告物等の表示面積の合計は、当該壁面面積の 10分の3以下としてください。</p> <p>カ 自己の事業や営業の内容を含まない自家用広告物については、上記（ア）の規定を超えて設置することができる場合があります（自家用広告物の適用除外を参照）。この場合は、特別なケースとなりますので、窓口に御相談下さい。</p>
		建築物から突出する形式のもの

②個別的基準の主なもの（東京都屋外広告物条例施行規則・別表第3第4の規格）	
道路に沿い、又は鉄道及び軌道の沿線に設置するもの	ア 鉄道及び軌道の路線用地から展望できる野立広告物及びこれに類するものは、距離・間隔・高さ・面積・表示方法等について規制があります。 イ その他一部の道路沿いの広告物については、別に基準・規格がありますので、市の屋外広告物担当にお問い合わせください。
電車又は自動車の車体の外面を利用する広告物等	ア 車体利用広告については、意匠等作成経過報告書の提出が必要な場合があります。 イ 詳しい基準については、多摩建築指導事務所の窓口でご確認ください。
自転車に表示する広告物	ア 車体のフレーム本体（前かごを含む。）への表示のみが可能です。掲出物件等を搭載・設置することはできません。
電柱・街路灯柱及び標識を利用する広告物等の規格	ア 多摩建築指導事務所の屋外広告物担当にお問い合わせください。
第1種・第2種住居地域内における広告物等の規格	ア 第1種・第2種住居地域内に設置する広告物等（自家用広告物及び工事現場の板塀等に表示される宣伝の用に供されていない絵画以外）の表示面積は、10㎡以下としてください。
第1種・第2種低層住居専用地域の境界線から50m以内に設置する広告物等の禁止事項	ア 光源の点滅はしないでください。ただし、展望できないものは除かれます

③広告物の総表示面積の規制（東京都屋外広告物条例第22条 同規則第20条）	
総量規制	○近隣商業地域及び商業地域内に高さが10mを超える建築物に表示する広告物の総表示面積は、一建築物の総壁面面積（※52mまでの高さの部分の面積）の60%を超えない面積としてください。ただし、表示期間が7日以内のものは除きます。 ※総量規制においても「②個別的基準の主なもの」は適用されます。

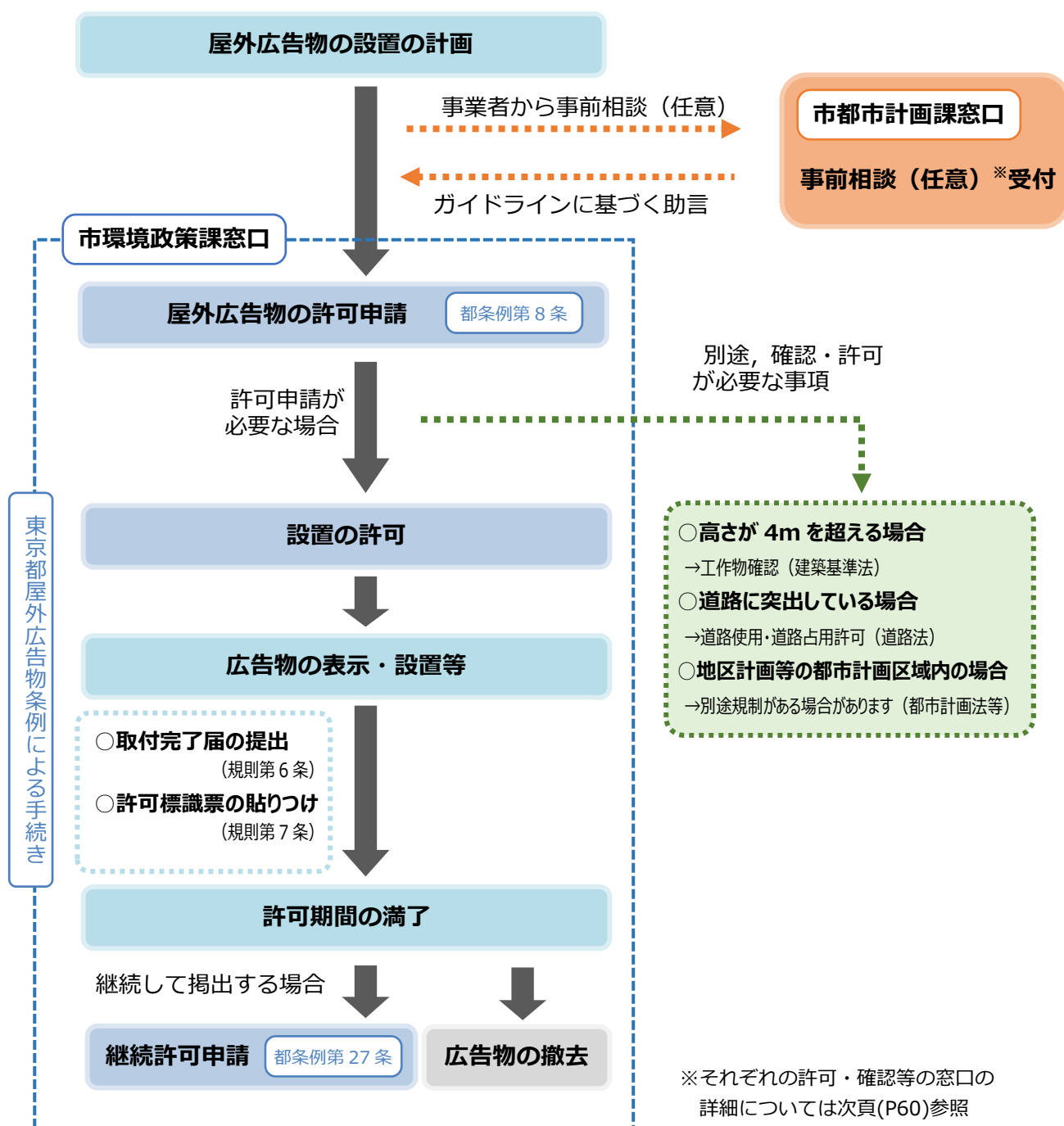


[建築物の高さ 52m以上]
 総壁面面積(W) = (a + b + c + d) × 52m
 広告物の総表示面積 = A + B + C + D + E + F + G ≤ W × (6/10)

[建築物の高さ 52m以下]
 総壁面面積(W) = (a + b + c + d) × h
 広告物の総表示面積 = A + B + C + D + E + F ≤ W × (6/10)

2. 屋外広告物設置の流れ

市内に屋外広告物を設置する場合には、以下の図（青点線内）に示す手順に沿って、手続きが必要です。また、屋外広告物等の掲出の計画時に、ガイドラインの内容等を踏まえた助言等を行う事前相談（任意）を受け付けます。



※事前相談（任意）とは・・・

屋外広告物の掲出を計画する際に、調布市景観計画及び関連するガイドラインとの関係性に配慮しつつ、本ガイドラインの内容を踏まえ、市都市計画課が相談を受け付け、助言を行います（許可申請の有無に関わらず事前相談を受け付けます）。必要に応じて外部の有識者である景観アドバイザー（屋外広告物担当）にも助言をいただきます。

ガイドラインの内容及び事前相談に関する窓口

ガイドラインの内容に関する事項及び事前相談を受け付けます

該当するもの	窓口
○ガイドラインの内容に関する事項 ○事前相談（任意）	都市計画課

屋外広告物の許可の申請窓口

市内の許可区域内に屋外広告物を表示等される場合は、表示する場所や広告物の種類により下記の窓口に許可申請書類を提出する必要があります。

表示・掲出するもの	窓口
○電柱利用の広告物等 ○標識利用の広告物等 ○車体利用の広告物等 ○表示・設置届が必要な場合	多摩建築指導事務所管理課
上記以外の広告物	環境政策課

その他の確認・許可の申請等窓口

屋外広告物の許可のほか、次のような場合は、それぞれ決められた手続をしてください。

① 広告塔・広告板などの高さが4mを超える場合

建築基準法に基づく工作物の確認が必要となります。

建築指導課

② 広告物等を道路上(上空も含まれます。)に掲出する場合

道路法に基づく道路占有の許可が必要となります。

国道：相武国道事務所（国土交通省）
都道：北多摩南部建設事務所（東京都）
市道：道路管理課

道路交通法に基づく道路使用許可が必要となります。

広告物等のある所轄の警察署

③ 地区計画等の都市計画区域内に掲示する場合

地区計画区域内では、都市計画法に基づく工作物等の届出が必要となります。(※1)

都市計画課

都市開発諸制度の基準等に基づき、工作物について協議、申請が必要となります。(※2)

都市計画課

※1：都市計画法第58条の2（建築等の届出等）に基づき、工作物についても政令第38条の5第2号ロに掲げるもの以外のものは、届出が必要となります。

※2：特定街区、再開発等促進区を定める地区計画運用基準、東京都高度利用地区及び総合設計の4制度について、東京都特定街区運用基準、東京都再開発等促進区を定める地区計画運用基準、東京都高度利用地区指定方針及び指定基準、東京都総合設計要綱及び実施細目の運用基準があります。

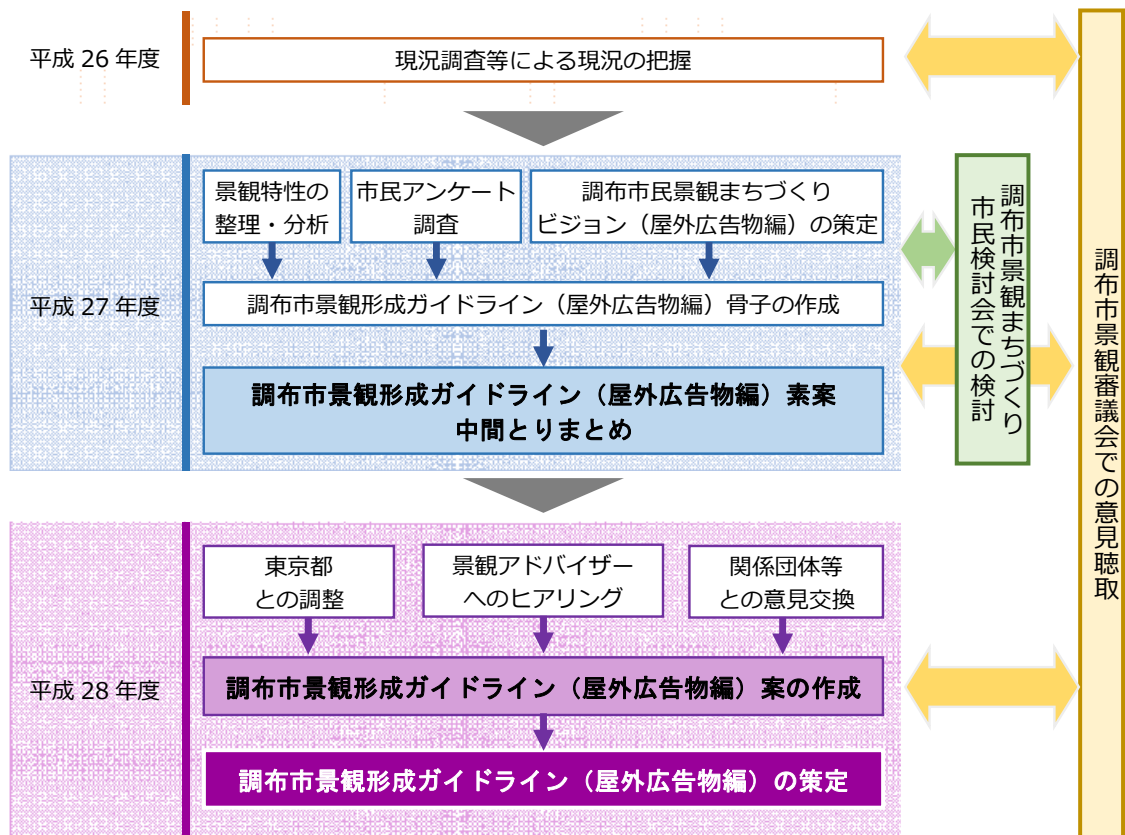
違反等に関する窓口

屋外広告物は許可を得て掲出する必要があります。(適用除外物件を除く)

違反等に該当するもの	窓口
○電柱等の禁止物件に掲出された広告物等 ○許可区域に許可を得ずに掲出された広告物等	環境政策課 道路管理課

参考資料

ガイドラインの策定経緯



調布市景観まちづくり市民検討会の検討状況

日時	回数	開催テーマ	主な内容
平成 27 年 8 月 21 日 (金)	第 1 回	○屋外広告物を知ろう！	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物の基本的な知識や景観の視点から屋外広告物の要素の解説 ・他都市の写真を活用し、実際の屋外広告物の見え方や感じ方について意見交換
平成 27 年 10 月 22 日 (木)	第 2 回	○屋外広告物を知ろう！	<ul style="list-style-type: none"> ・市民委員が各自で撮影した屋外広告物の写真を持ち寄り、それぞれ撮影した身近な屋外広告物の写真の気になる点（良い・気になる・改善すべき）について意見交換
平成 27 年 12 月 17 日 (金)	第 3 回	○屋外広告物のあり方をまとめよう！	<ul style="list-style-type: none"> ・意見交換の内容をもとに整理した「調布市民景観まちづくりビジョン（屋外広告物編）」（素案）のとりまとめ

平成 28 年 2 月 「調布市民景観まちづくりビジョン（屋外広告物編）」の作成

※「調布市民景観まちづくりビジョン（屋外広告物編）」については次頁参照

調布市民景観まちづくりビジョン（屋外広告物編）

見やすさ・わかりやすさ	ユニークな広告物や工夫された広告物は街のにぎわいづくりにつながる
にぎわいづくり	洗練されたデザインの広告物は、街並みの印象を良くする
街並みへの貢献	広告物のデザインをシンプルにすることや、複数の広告物に統一感を持たせることで、見やすくわかりやすくなる
調布らしさ	広告物のデザインや色を工夫することで調布らしさをつくる
安全性・維持管理	地震等の災害に強い広告物とするとともに、更新・撤去など、適正な維持管理を行う
駅周辺	街の顔となる駅周辺の広告物は、周辺との調和やデザインに配慮し、落ち着いたなかにも品格あるものとする
道路	沿道の広告物は、道路幅に応じて大きさやデザインを使い分け、良好な沿道景観をつくる
商店街	商店街の広告物は、各商店街での統一感や個性を感じられる工夫をすることで、にぎわいを演出する
自然・住宅地	自然豊かな場所や住宅地などの広告物は、色やデザインを落ち着いたものとするなどで、街並みに調和させる
深大寺	深大寺周辺の広告物は、自然と調和した色づかいや和風の広告物にすることで、街並みに溶け込ませる
大きさ	広告物の大きさは、建物や周辺の広告物の大きさとバランスに配慮する
色彩	広告物の色彩は、派手な配色や原色の使用は避け、広告物の大きさにも配慮した色づかいとする
数（かず）	広告物の数は、同じ内容のものを複数設置することは避け、必要最低限の個数で配列を揃えることなど工夫する
文字	広告物の文字は、広告物の大きさや高さに合わせ、見やすい大きさ・文字数となるよう配慮するとともに適切な表現内容とする
照明	広告物の照明は、街並みを明るくするために活用しながら、過度に明るくなり過ぎないように配慮する

登録番号 (刊行物番号)
2016-240

調布市景観形成ガイドライン（屋外広告物編）

発行日：平成29年3月

発行：調布市

編集：都市整備部 都市計画課

〒182-8511 調布市小島町2-35-1

Tel 042-481-7746

※調布市景観形成ガイドライン（屋外広告物編）では、調布市景観まちづくり市民検討会に参加された市民検討委員による提供写真を使用させていただいております。

※無断での転載、複製を禁じます。